

# 2月14日(月)から始まります。 申告相談会

## 申告の準備はお早めに

### ◎住民税・国民健康保険税の申告が必要な人

1. 今年の1月1日現在で町内に住所があり、所得税の確定申告をしていない人。
2. 給与所得者か年金受給者で年末調整を済ませたが、昨年中に給与・年金以外の所得があった人。
3. 所得がまったくなかった人でも、次に該当する人は住民税だけの申告が必要です。申告をしないままです。適正な軽減措置や給付などを受けられなくなり、ますので忘れずに申告してください。

### ア. 親や子どもの税制(申告)上の「扶養控除」の対象となっていない人

1. 国民健康保険・介護保険に加入している人  
国民健康保険税、介護保険料の世帯平等割額と被保

### ウ. 国民年金に加入している人

除者均等割の軽減措置や高額療養(医)費、サービス費などの適正な給付(所得に応じた限度額・負担区分など)。

### エ. 各種給付・手当などを受給している人

子ども手当、児童扶養手当、ひとり親家庭医療費助成、特別児童扶養手当、特別障害者手当、障害児福祉手当、重度心身障害者医療費助成、補装具費支給、自立支援医療、乳幼児及び児童医療費助成、奨学金給付など。

### オ. 町営住宅、保育所などの施設を利用している人

町営住宅使用料、保育所・幼稚園保育料などの適正な使用料。

### ◎所得税の確定申告が必要な人

22年中に事業をしていた人、不動産所得、譲渡所得があった

### ◎申告の必要がない人

1. 税務署で確定申告をする人。
2. 給与所得者または年金受給者で、年末調整をした人。

### ◎申告相談に必要なもの

1. 所得関係
  - ① 農業所得者
    - ・ 収支内訳書と収支計算書など
    - ・ 事業所得者(農業除く)
      - ・ 収支内訳書と収支計算書など
      - ・ 販売と仕入れが分かるもの
      - ・ 給与、賃金支払明細書
  - ② 雑損控除
    - ・ 罹災証明書および金額の分かるもの
    - ③ 医療費控除
      - ・ 医療費計算書、医療機関などの領収書

### ③ 給与所得者と公的年金受給者

・ 源泉徴収票または賃金受給明細書  
※確定申告には必ず源泉徴収票が必要です。

### 2. 控除関係

- ① 障害者控除
  - ・ 障害者手帳、戦傷病者手帳、介護保険「障害者控除対象者認定書」
- ② 雑損控除
  - ・ 罹災証明書および金額の分かるもの
- ③ 医療費控除
  - ・ 医療費計算書、医療機関などの領収書

※右記の書類を持参しない場合、申告書が作成できませんので必ず持参してください。

### ③ 給与所得者と公的年金受給者

※2月1日(火)以降、税務課窓口で計算書付きの専用封筒を用意してありますので利用してください。

### 3. その他持参するもの

- ① 印鑑
- ② 預金通帳など

申告期間中は、各会場に職員が出向き、台帳などを持ち出します。指定会場以外の場所での申告相談は受け付けられません。また、相談会場は大変混雑し、待ち時間でご迷惑をおかけすることがあります。なお、今後も対象地区の人を最優先としますのであらかじめご了承ください。

### ▼問い合わせ先

税務課 賦課業務  
☎(62)2113  
※会津若松税務署の申告書作成会場については、ページをご覧ください。

## 介護保険の要介護認定を受けている皆さんへ

### ～障害者控除のご案内～

申告する本人または扶養親族が「障害者(特別障害者)」に該当する場合、「障害者控除」として一定金額を所得から差し引くことができます。

介護保険の要介護認定を受けている人は、障害者控除の対象になる場合がありますので、必要人は役場保健福祉課高齢者福祉業務に申請して『障害者控除対象者認定書』の交付を受け、税の申告の際に提示してください。ただし、この認定書は、税の申告にご利用いただくためのものです。障害者手帳の代わりになるものではありませんのでご注意ください。

●要介護認定に関する問い合わせ先 保健福祉課高齢者福祉業務 ☎(62)2115 (直通)

## 平成22年分 申告相談会日程と対象地区割り

月日	曜日	受付時間	会場	対象地区
2月14日	月	9:30~11:00 13:00~16:00	役場正庁	六角 明戸 水沢 千代田 砂川 新堀向
2月15日	火	9:00~11:00 13:00~15:30	↓	相名目 本町 萩窪 島田 葉山
2月16日	水	10:00~11:00 13:00~15:00	中ノ沢体育館	中ノ沢 達沢 大原 沼尻駅前 沼尻温泉 高森
2月17日	木	9:45~11:00 13:00~15:30	猪苗代町防災センター	川桁(1~11組) 川桁(12~23組)
2月18日	金	9:30~11:00 13:00~15:00	↓	白津 道下 幸野 東館 曲淵 長瀬行政区外
2月21日	月	9:45~11:00 13:00~15:30	樋ノ口多目的集会所	樋ノ口(1~6組) 白木城 小水沢 樋ノ口(7~12組) 蒲谷地 金堀 木地小屋
2月22日	火	9:30~11:00 13:00~15:00	↓	小田(1~5組) 田茂沢 市沢 吾妻行政区外 小田(6~10組) 名家 酸川野
2月23日	水	9:45~11:00 13:00~15:30	月輪地区 コミュニティーセンター	志田浜 都沢 松橋 上戸駅前 関脇 川崎 中目
2月24日	木	9:30~11:00 13:00~15:30	↓	金曲(1~5組) 夷田 湊志田 金曲(6~13組) 小平湯 上戸
2月25日	金	9:30~11:00 13:00~15:00	↓	壺下 田子沼 山湯 松橋浜
2月28日	月	9:45~11:00 13:00~15:30	翁島地区 コミュニティーセンター	三城湯 行津桜川 西真行 大在家 不動 磐根 翁島駅前 翁島行政区外
3月1日	火	9:30~11:00 13:00~15:00	↓	新在家 蟹沢・長浜 土田 西久保 東南真行 戸ノ口・三本木・金子沢
3月2日	水	9:30~11:00 13:00~16:00	役場正庁	上ノ上 打越 見祢山 千貫 八千代 内野
3月3日	木	9:00~11:00 13:00~16:00	↓	新町ろ 中町 猪苗代行政区外 名古屋町 沼ノ倉 川上 天鏡台温泉
3月4日	金	9:00~11:00 13:00~16:00	↓	扇田 志津 桜ヶ丘 五十軒
3月6日	日	9:00~11:00 13:00~16:00	役場正庁 「日曜申告相談会」	全地区を対象としますが、お勤めなどで平日に来られない人だけとします。※大変混み合いますので上記以外の方はご遠慮願います。
3月7日	月	9:00~11:00 13:00~16:00	役場正庁	上新町 牛沼 新町い 仁蔵 祢次
3月8日	火	9:00~11:00 13:00~16:00	↓	土町 蜂屋敷 九軒町 入江
3月9日	水	9:00~11:00 13:00~16:00	↓	廻谷地 長坂 半坂 堤崎
3月10日	木	9:00~11:00 13:00~16:00	↓	今泉 四ツ谷 新北町 富永 釜井
3月11日	金	9:00~11:00 13:00~16:00	↓	旭町 烏帽子 下館 見祢
3月14日	月	9:00~11:00 13:00~16:00	↓	古城町 渋谷 西館 伯父ヶ倉
3月15日	火	9:00~11:00 13:00~15:00	↓	百目貫 北高野 スキー場 神明町